

# 「やまがた健康長寿日本一プロジェクト」ロゴマークの使用に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、県民総参加で健康づくりに取り組み、健康長寿日本一を目指す「やまがた健康長寿日本一プロジェクト」のロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## (ロゴマークの定義)

第2条 この規程においてロゴマークは、別添「やまがた健康長寿日本一プロジェクト」ロゴマニュアル（以下「ロゴマニュアル」という。）に掲げるものをいう。

## (ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する権利は、やまがた健康フェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）に属する。また、実行委員会の解散後は、健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課に帰属するものとする。

## (使用基準)

第4条 ロゴマークは、「やまがた健康長寿日本一プロジェクト」を推進するものであれば、広く媒体に使用することができる。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、使用することはできない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合。
- (3) 特定の個人又は団体による売名に利用しようとする場合。
- (4) 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用されるおそれがある場合。
- (5) その他、不正な利用が行われるおそれがある場合。

## (使用料)

第5条 ロゴマークの使用は、無料とする。

## (不当な表示の回避等)

第6条 ロゴマークの使用にあたっては、ロゴマニュアルに定める基準を遵守するとともに、県民等に誤解を与えるような表示、表現をしてはならない。

## (損失補償等の責任)

第7条 ロゴマークの使用に際して故意又は過失により、第三者に損害を与えた場合、実行委員会は損害賠償等の責任を一切負わない。

## (使用状況の報告)

第8条 ロゴマークを使用した場合は、その使用状況について別に定める様式により実行委員会に報告を行うものとする。ただし、ロゴマークを商品、商業広告等に使用する場合は、事前に実行委員会に協議を行うものとする。

附 則  
この規程は、令和4年6月22日から適用する

年 月 日

やまがた健康フェア実行委員会事務局長 殿  
(山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課長 殿)

使用者 (団体名等)  
(代表者名)  
(住所)  
(TEL) (FAX)  
(担当者名)

「やまがた健康長寿日本一プロジェクト」ロゴマーク使用報告

「やまがた健康長寿日本一プロジェクト」ロゴマークの使用に関する規程第8条に基づき、下記のとおりロゴマークの使用について報告します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用期間

※ ロゴマークの使用状態を示す現物又は写真等を添付してください(1部)。